

## ▶▶ 令和6年度賦課金の基準 ◀◀

賦 課 種 目		10a当たり 賦課額(円)	償還終了年度
経常賦課金	全 地 域	3,200	-
地区管理賦課金	黒 石 地 区	200	-
	町 居 地 区	200	
	新 屋 地 区	300	
	猿 賀 地 区	100	
	小 阿 弥 地 区	400	
	枝 川 三 堰 地 区	300	
	横 沢 地 区	400	
	柏 木 地 区	300	
地区償還賦課金	(小阿弥地区) 福 島 徳 下	5,550	令和13年度

**※ 償還賦課金について**  
今年度も償還賦課金(後期)は「福島徳下(小阿弥地区)」のみとなります。

**<経常・地区管理賦課金…白色>**  
発行日 令和6年6月21日  
期限日 令和6年7月31日

**<地区償還賦課金…黄色>**  
発行日 令和6年6月21日  
期限日 令和6年12月2日

**注意** 滞納されている組合員の農地を売買・競売等で取得した場合

**新組合員が滞納賦課金を支払う義務が発生します!**  
事前に当土地改良区へお問い合わせください。  
(土地改良法 第42条 権利義務の継承)

### 滞納賦課金の対応について

厳しい農業情勢のなかでも、ほとんどの組合員の方々より納期限内に賦課金を納入して頂いております。しかし、その一方で未納となっている方や、滞納額が累積し、高額となっている方もいるのが現状です。賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなりますので、早期の納付にご協力ください。

納期限を過ぎた場合は、延滞日数に応じて延滞金(年14.6%)が加算されますのでご注意ください。滞納者の方については、納付の相談等を随時受け付けておりますので、当土地改良区までご連絡下さい。  
たび重なる催告にもかかわらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず財産の差押え等の滞納処分を行う場合があります。【土地改良法 第39条 賦課金等の徴収】

### ▼▼ 賦課金・用途外利用料の納付場所 ▼▼

- |                                |               |        |
|--------------------------------|---------------|--------|
| 浅瀬石川土地改良区<br>(事務所窓口：8時30分～17時) | 津軽みらい農業協同組合   | 本店・支店  |
| 東奥信用金庫                         | つがる弘前農業協同組合   | 本店・支店  |
| 青い森信用金庫                        | ごしょつがる農業協同組合  | 本店・支店  |
| 青森県信用組合                        | つがるにしきた農業協同組合 | 鶴翔支店のみ |
|                                | 青森農業協同組合      | 浪岡支店のみ |